

平成26年度

第44回埼玉県景観審議会

平成26年11月18日(火)

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午後 1時30分 開会

- (司会) 沖本副課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第44回埼玉県景観審議会を開催させていただきます。

開会に先立ちまして、埼玉県都市整備部田園都市づくり課長の中山よりご挨拶申し上げます。

- 中山課長 田園都市づくり課長の中山でございます。

埼玉県景観審議会の委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、審議会に出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の議題につきましては、諮問案件が1件、報告事項が2つとなっております。

諮問の内容につきましては、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についてということでございます。これは、圏央道が平成26年度に開通の予定で今現在、国のほうで事業が進められておるところでございますけれども、この幸手インターチェンジへのアクセス道路沿道につきまして禁止地域の指定を行おうとするものでございます。

また、報告事項につきましては、公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスについて、埼玉県景観計画の変更の予定案件について、の2項目でございます。

皆様から、それぞれの視点からご意見を賜りたいと存じます。

今後とも本県の景観・屋外広告物行政にご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

- (司会) 沖本副課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りいたしました資料のほか、本日一部配付してございます。事前にお送りしたものといたしまして配布資料一覧、資料1といたしまして屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定に係る諮問の資料、資料2といたしまして埼玉県公共事業景観形成指針専門アドバイス(案)【基本設計段階】、資料3といたしまして埼玉県景観計画の変更(案)の概要でございます。また、そのほか、本日次第と出席者名簿と座席表をお配りしてございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

本日は、委員13名のうち10名の先生方にご出席をいただいておりますので、埼玉県景観審議会規則によりまして、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、規則によりまして、ここからの進行につきましては、議長でございます深堀会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

- 深堀議長 議事を始める前に、本日の議事録署名をいただく委員を指名します。荒井委員と

萩原委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

よろしく申し上げます。

そうしましたら、傍聴希望者はいないということでよろしいでしょうか。

○(司会) 沖本副課長 はい。

○深堀議長 それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

議題1、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について、説明をお願いいたします。

○真栄城主査 はい。田園都市づくり課の真栄城と申します。よろしく申し上げます。

座らせて説明をさせていただきたいと思います。

資料1の1ページからということになります。

まず、埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定についての説明でございますけれども、お手元の資料1の3ページをご覧くださいと思います。

埼玉県屋外広告物条例抜粋でございます。埼玉県の屋外広告物条例第4条におきまして、屋外広告物の禁止地域を定めております。第四条で定める禁止地域は、第1号から第16号まででありまして、主な禁止地域としては都市計画法に基づく低層住居専用地域、文化財保護法により指定された建造物の敷地、埼玉県自然環境保全条例により指定された自然環境保全地域、都市公園、学校、図書館、博物館、病院の敷地、古墳、寺社の区域、道路から展望できる地域などが指定されているところでございます。

今回諮問させていただくのは、県条例の第4条第8号と第9号に当たるものでございます。

まず、第4条第8号の規定は、こちらの資料の抜粋の上段でございます、「高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区画並びに道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）及び索道の知事が指定する区域」ということで、この規定は道路の敷地そのものを禁止するものでございます。

また、その下の条例第4条第9号の規定は「道路、鉄道及び索道から展望することができる地域で、知事が指定する区域」で、今回の諮問において道路の両側50メートル以内と表現した地域がこれに当たります。

いずれも、知事が指定する地域ということで、告示行為を行うことで指定しております。告示については、参考までに資料の7ページから11ページに全文を添付させていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

まことに恐縮ですが、3ページに戻っていただきまして、3ページの中段、条例第八条、

こちらは経過措置についてでございますが、新たに指定する場合、既にある屋外広告物に対する経過措置については、指定の日から3年間は適用しないとの規定がありますので、指定後すぐに既存の屋外広告物の撤去を求めるものではございません。

続いて、下段のほうにあります条例第27条についてですが、これは屋外広告物の禁止地域の指定に当たっては、本審議会のご意見をいただく根拠規定になりますので、参考に示めさせていただいたところでございます。

それでは、今回諮問させていただいた新たに禁止地域を指定しようとする区域について説明させていただきたいと思っております。

資料の4ページをごらんいただきたいと思っております。

本県では、圏央道、こちら正式には首都圏中央連絡自動車道ということになりますが、この圏央道の沿道地域において、田園都市産業ゾーン基本方針に基づき、田園環境と調和を図りながら産業基盤の整備を進めているところでございますが、同時に埼玉県景観計画において特定課題対応区域と位置づけ、屋外広告物の禁止地域指定を適正に行うこととしているところでございます。

そこで、インターチェンジ周辺での高速道路利用者に向けた屋外広告物の乱立による田園環境の悪化を防止するため、インターチェンジの供用開始に併せて主要なアクセス道路を順次、屋外広告物禁止地域として指定を進めているところでございます。

恐れ入りますが、資料の6ページの図面をごらんいただきたいと思っております。

こちらが禁止地域に指定しようとする図面でございます。圏央道幸手インターチェンジの東側、平須賀、神扇、神明内地区にまたがる地域は、豊かな田園風景が広がる優良農用地である一方、新しい産業団地の整備が進められており、今後新たな産業集積地や物流、輸送拠点の形成が見込まれているところでございます。このため、産業基盤づくりに当たっては周辺の田園環境との調和が図られるよう、十分な配慮をする必要があります。

そこで、昨年度から幸手インターチェンジの地元市であります幸手市と協議を行ってきたところ、こちらの図面にありますとおり、圏央道幸手インターチェンジの主要アクセス道路、県道惣新田幸手線を対象とした、この図でいいますと赤く囲った地域、具体的に申しますと、主要地方道境杉戸線との交点から幸手市道1445号線、こちらが下の部分に当たるところでございます。この区間と、この図でいうと上に赤く囲った部分でございます一般国道468号線との交点から幸手市道2-17号線との交点までの区間について、この当該区間の路端から両側50メートル以内の区域を屋外広告物の禁止地域に指定する必要があると幸手市との協議の

中で回答があったところでございます。このため、同地域を禁止地域として指定しようとするものでございます。

なお、本審議会の意見をいただいた後、禁止地域に指定されることになった場合には、来年の4月1日から適用する予定でございます。よろしくお願いいたします。

議題1についての説明を終わらせていただきたいと思います。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○深堀議長 ありがとうございます。

今、事務局から説明がありました禁止地域の指定について、ご意見、ご質問をよろしくお願いいたします。

お願いします。

○柴田委員 柴田と申します。よろしくお願いいたします。

禁止するということが自然な話なのかなとは思いますが、問題なのは既存の広告への通達の方法ですとか、3年後にはこうなりますよと、きちんと理解を得るための周知は、どちらの団体がやられるのか、そこを明確にしておいたほうがよいと思います。

それと、まだまだ屋外広告業者は正式に県に登録している業者だけではございません。また、ここへ広告を設置しようとする業者が県外の業者のことも多々ありますので、県内のみではなく周辺の都道府県への周知等も併せて行われたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○深堀議長 ご意見ありがとうございます。

今、既存の看板等についてのお話と、それから、こういう通達について限られたところだけではなくて県外の業者等にもわかるように情報を出すというお話がありましたが、これはいかがでしょうか。事務局のほうでご意見ございますか。

まず、既存の広告物等が、この周辺の農用地というふうになっていましたけれども、あるのかということも含めて状況をご説明いただくといいかもしれません。

○真栄城主査 こちらの地域では、禁止地域については幸手市のほうから今、住民の方に説明をしていただいている状態でございます。広告物については、条例に違反するような物件が1件あると聞いております。そちらのほうは、既にその業者さんに対して撤去するように幸手市からお願いしているところでございます。それ以外については、自家用の広告物については確かにあるのですが、それ以外の広告物、第三者広告といいますが、それはほとんどないと聞いております。

また、先ほどの周辺の都道府県への周知についてですが、こちらは告示した後にホームページ等で周知していきたいと思えます。

以上でございます。

○深堀議長 よろしいですか。

○柴田委員 はい、ありがとうございます。

○深堀議長 それでは、他にご意見はございますか。

よろしいですか。

そうしましたら、今、柴田委員からご発言ありましたけれども、基本的には、この提案事項については内容を変更するような提案ではございません。一応どこが指導する団体なのか、それから、情報をどのように伝えるのか、既に1件ある案件についても説明済みであるというお話でしたので、これは意見なしという形でお認めするというところでよいかと思えますが、いかがですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 はい、どうもありがとうございます。

今の案件については異議なしということで決定いたします。

そうしましたら、次の報告事項に移ります。公共事業の景観形成指針に基づく専門家アドバイスのついてということで、こちらは部会長の堀内委員から説明をお願いいたします。

○堀内委員 では、資料2のほうに移ります。

公共事業景観形成指針専門家アドバイスということで部会が開かれまして、現地視察を行い、同日に詳細な検討打ち合わせを行い、その後、資料を複数回にわたって確認して、この資料2の1枚目をまとめさせていただきました。これに沿って趣旨を説明させていただきます。

志木駅から志木市役所に至る中央通停車場線は、1工区が完成しております。そして、市役所に近いところも完成工区というところが完成しております。その間が2工区、3工区となっております。今回は2工区がアドバイス案の対象という位置づけでございます。とは言え、3工区が2工区と同じような性格であるということで、基本的には3工区も念頭に入れてアドバイス案を検討しました。

1、歩道舗装に関するアドバイス。現地視察をした結果、1工区、完成工区ともにブロック系舗装、そして、ベージュ系の色彩であって、あと単にセメントに色をつけたものではなく、骨材に細かい石が入ったような質感のよい比較的グレードの高い舗装が既に施工されて

おりました。委員の全員が、その既存の完成工区と極力合わせるということで見解をまとめまして、このような表記にさせていただきました。

1項目は、アスファルト舗装でなく、ブロック系舗装がよい。アスファルト系でも色をつけることができますけれども、ブロック系のほうがよい。それは完成した工区がそうであったからということでございます。2つ目、完成工区に近いベージュ系の色彩が望ましい。3つ目、コストを踏まえながら、質感のよい舗装を目指す。この辺は、前半に配慮が感じられるわけございまして、駅に近い1工区、市役所に近い完成工区は重点的に整備されたという事情があるかもしれません。できれば残りの工区も同じ材料でしたいところでございます。

2番目、この中央通停車場線は電線地中化が進められております。完成工区が、そのような仕様になっております。したがって、2工区もそのような施工になるということで、地上にトランスなどの機器が出てくる。その色彩に対するアドバイスでございます。

(1)色彩は薄い茶色系かオリーブ色が望ましい。実際、既存の工区を見ますと、既に2種類が混在しておりまして、大変この判断に迷った経緯があります。つまり、茶色ものと、あと、濃い茶色、薄い茶色、オリーブ色、実際、世の中そのくらいの選択肢があるわけございまして、実際濃い茶色のものが幾つか出ておりまして、それが視察した委員の意見として非常に存在感がある印象を受けました。特に完成工区、市役所に近いところは建物の色がそういう既存の建物が濃い色があって、それで調和しているという状況はありました。

ただ、これから施工する部分というのは、歩道舗装は周辺の色から判断すると、比較的明るい色になる可能性が高いという予想のもとに、薄い茶色系かオリーブ色等の明るい色が望ましいというアドバイスになりました。そして、地上機器同士が近接すると視界を阻害し、圧迫感を与えるが、近接していなければ、こげ茶でもやむを得ない。先ほど申し上げたように、既にある既存のものがそういうことになっているということと、背景等の事情があれば、こげ茶でもやむを得ない。この辺は、その時の状況でご判断いただくという記述になっております。

次に、照明灯がこげ茶で地上機器が並ぶ場合です。そろえて全部こげ茶にしてしまうことがよくありますが、必ずしも同じにしなくていいということも2つ目で書いております。

では、3番目、照明灯に関するアドバイス。照明灯は本体を照らす、ハイウエー灯みたいなものは歩道用照明と別に立つケースがかつて多かったのですが、照度を確保しつつ、一体化するなどにより柱状のものを減らす工夫をする。これは実際には、具体的な検討が必要かと思えます。

2番、照明灯はスリムな形状を選び、目立たなくするとよい。先ほど申し上げたように、アーム型等のオーバーハングした部分は景観阻害要因になるため、ポールと灯具が一体となった直線型が望ましい。最近の傾向として、灯具がコンパクト化してLED化する等の流れの中で、こういう形状のものが普通になってきております。それがスリムな形状の照明灯ということでございます。

そして、3番ですけれども、照明灯の色彩は完成工区と近いものが望ましいということで、スリムな形状のものであれば、必ずしも完成工区のこげ茶から変える必要はないというものです。この辺を街路としての連続性を感じられることのほうが望ましいという見解でアドバイスさせていただきました。

右に移りまして、4番目、植栽に関するアドバイス。この辺がいろいろな各委員からの提案、あとは現状が全部一律ではないという状況を踏まえまして、ちょっと複雑な表現になっております。それが4番のアドバイスと、下に【参考意見】と、2つに分けた事情があります。読ませていただきます。

(1) 混植による複層的な植樹帯が望ましい。同一樹種による単調な高木並木としない方がよい。

これは、下に参考意見として、中杉通りケヤキ並木というご提案も実はあります。こういう景観形成もあるわけでございますけれども、道路の幅員等でこれができるかということ、あとは沿道建物にとって、こういう、ある意味景観が支配されてしまうのが場所によっていか悪いかというのは、いろいろ議論があるところでございます。あとは、1工区と完成工区ともに並木になっていないという状況があります。

現状を観察しますと、この左上の完成工区の小さな写真で見とれるのですけれども、ポイント的に高木がある。これは建物がセットバックして敷地に余裕がある。もともとあった樹木でございますけれども、結果的にそれがかなり直線的に遠くからアイストップとして視認されまして、結果的に街路の景観をいいものにしている。つまり緑を感じられるスポット植栽的な役割をなしているという事実が見られました。

これを参考にしまして、この1、2ということで、全部が高木である単調な高木並木にする必要はないと。ただ、スポット的に高木が植わり、右の複層的な植栽イメージということで、文章としてはこの下に書いておりますけれども、出入口等が多くても、植栽樹ではなく、可能な限り植樹帯がよい。植栽樹というのは、通常木の足もとだけが四角く土になっている形状です。それを出入口のある所は当然除き、少し直線的に延長する。



次のポイントは、低木や地被類を中心に、可能な場所には高木を植え、複層的で豊かな植栽が望ましい。これが右の植栽イメージになってございます。

街並みの視認性を妨げる樹形のものには避けるようにする。開放的な現状の完成工区と1工区、もう既に形成されている景観と同等の形成方向がいいのではないかとというアドバイスでございませう。

全てに關してですが、これらの植栽形成のためには、地域合意や維持管理体制を整えることが必要である。

以上が複層的な植樹帯のアドバイス案でございませう。

そして、今、申し上げたのが平均的な直線部分の植樹のイメージでございませうけれども、(2) 可能な場所には、ボリュームのある植栽が望ましい。これが完成工区を確認した結果、1工区にもその郵便局の前であって、完成工区の市役所に近いところは既存の樹木が、実は民地内の樹木が結果的にそういうボリュームのある緑景観を形成してございませう。

パルシティ通りとの交差点のポケットパークなどの可能な場所には、木陰や防風などの高木の役割を踏まえながら、重点的にボリュームのある植栽を行うとよい。

高木や低木及び地被類による複層的な植栽が望ましい。これは共通でございませう。

したがいまして、それぞれ図面を画くのは詳細設計にお任せするとして、イメージとしては、その標準部よりもより木陰とか与えるボリュームのある植栽を行うと、そういうメリハリのある植栽計画が望ましいのではないかとというアドバイス案でございませう。

参考意見、これは、このアドバイス案に至る前の途中段階とも言えるのですが、結果的に、それぞれ趣旨をできるだけ生かせればという配慮した結果でございませう。

1、景観は道路構造物だけでできるものではなく、沿道の建物を含めて形成されるため、今後の地元との調整が重要である。

2番、地域合意や維持管理体制が整えば、ケヤキなどの高木を中心とする「緑のトンネル」による、品格ある景観形成が可能である。現状を踏まえて、ここでできる提案を上のは書いてございませう。また、こういうことも、例えば市街地でもって商業施設等がある部分等、中間の部分が住宅地で緑が非常に多い公園みたいな道路になるという提案も当然あり得るわけだございませう。

3番、住宅と商店の混在地域なので、たまり場があるとよい。植樹帯に座れるものを設け、舗装の変化により自己領域を形成することで、心地よいたまり場とすることができる。下図を参照いただければと思ひます。植樹帯の幅が広い場合には、ちょっとした、たまり場もで

きるのではないかということでございます。

以上、実はいろいろな前向きの提案が各委員から出まして、それを全部同時に取り込むというのが、お互いに矛盾することもありまして、ちょっと玉虫色のアドバイス案となっているかと思えます。

あとは、大変恐縮ですが、今日、最後に配りました、これがたまたま部会の後に私が見聞いた毎日新聞の記事で、たまたま埼玉県が名指しで出ていたもので参考に紹介します。全体を見ていただければ、一番下の「貧しい専用レーン」の параグラフがちょっと気になりましたので、そこをちょっと確認していただければと思います。

自転車レーンはアドバイス案にはないので触れませんでしたけれども、中央通停車場線には既に設置されております。だから、それは連続して設置されると思うのですが、貧しい専用レーン、草加駅で降りると、自転車で一般に言うと、駅東から東に延びる県道は180メートルで、車道上は青色に塗った自転車レーンがある。市内の自転車では県道はここ1カ所のみで、市道には全くないという、これはちょっと古いのではないかと思います。そのレーンも、すぐ脇の歩道が幅4メートルと広いせいか余り使われず、歩道を通る自転車が目立った、とあります。

これと同じことを当日、私どもも見ました。裏をめぐっていただくと、これはちょっと写真がわかりやすいので、下のほうですけれども、尼崎市の例ですけれども、この上のケースが今回にほぼ相当する。自転車レーンというのは左側で一方通行ですよね。例えば左側の街区から出てきて右側に行こうという場合には、道路を渡って右側に行って、また、道路を渡ってこちらに戻るという行動をしなくちゃいけないと。通常道路を渡るのが、ここが信号もないし非常に危険であるし、私はそういった場合に、歩道の逆走を禁ずるのは難しいという現実があると当日感じました。

その場合、どうするかということですが、これが非常に悩ましい問題で、長距離を走る人は自転車レーンに誘導できると思うのですが、反対方向にこの道路をちょっとの距離行きたいという場合や、目的地がこの反対側であるという場合は、道路を横断して反対側を走らせる誘導ができない、そういう現実があります。

今回のアドバイス案の外の話で大変恐縮ですけれども、一応そういう認識もこの道路を議論する上であったということだけ補足させていただきました。

以上でございます。

○深堀議長 ありがとうございます。



を、この審議会の委員のメンバーから会長に選出していただいて開いております。今年度については今回の中央通停車場線について9月16日に部会を開催いたしました。メンバーは、荒井先生、岩松先生、深堀先生、堀内先生、山崎先生の5名です。当日、専門部会には荒井先生はご都合により欠席されまして、4名の方に御審議いただきました。

アドバイスについては以上のような制度となっております。

荒井先生におかれましては、当日ご参加いただけませんでした。事前に資料をご覧いただき、意見書を提出していただいております。その内容もこのアドバイス案の中に反映させていただいております。

以上でございます。

○深堀議長 ありがとうございます。

対象事業は道路ということで、非常に多面的な問題が出て、部会の日のみならず、その後もいろいろな意見があり調整が大変だったというところで、説明が少したくさんになりました。基本的には道路ですので、道路自体は周辺の町並み、それから、既にできている完成工区となじませるということが基本で、今回はあくまで地元抜きという形になりますから、植樹の緑化の話は難しいのですけれども、かなり限られた中で何ができるかというのを議論したということかなと思います。

それと、堀内委員から自転車の問題が出ておりましたけれども、これは部会でも植樹のスペース、それから、商店がある区間でもありますから、少し座れる場所をといたときに、自転車との錯綜というのが非常に問題になるという論点があったので、あわせて今、ご紹介いただいたということだと思います。

それと、荒井先生には書面でご提言いただいておりますが、ご発言の機会が足りなかったもので、補足等ございましたらお願いできますでしょうか。

○荒井委員 現場を見ておりませんので、現地に即した形としましては、まずはやはり住民の合意をこれから進めていく中で取り込む形だと思います。できる範囲の中でどのようなのが可能なかということをおアドバイスの中でもまとめていただいたのかなという意見を持っております。

○深堀議長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

少し論点が多いので、なかなかどこからというのは言いにくいと思っておりますけれども、岩松委員は何か補足はございますか。

○岩松委員 はい。この地上機器というものですが、先ほどおっしゃっていただいたように、現状ではこげ茶色が多く、私もこの後、いろいろなところで見ているのですが、あとオリーブグリーンといいますか、緑系のものと、あと都内では黒、ダークグレイに近いようなものもあります。それで、その茶系はずっと市役所側からずっと続いているので、途中で混在する2色があって、どうしようかという話だったのですが、歩道との一体感だったら茶系のほうが目立つ、要するに、こげ茶より明るめのほうが目立たないのではないかと思いましたが、実際いろいろなところ歩くと、オリーブグリーンでも植栽に囲まれていれば、さほど不自然ではないのですね。これが悩ましいところで、では、両方入れるということになりかねないのですが、多分電線管理者もそういうわけにはいかないと思いますので、現実、「明るい茶色だったら、このくらい」という提案もさせていただけると思うんですが、やはり歩道の幅や植栽との兼ね合いが重要と痛感いたしました。

○深堀議長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。

山崎委員はいかがですか。

○山崎委員 そうですね、はい、やはり商店と住宅とか混在している、この町並みということで、この道路についてやはり悩ましいという言葉が先ほどから出ましたけれども、確かに悩ましく、色についても形についてもかなり複雑で、ちょっと難しいのですが、先にできている工区があるので、それに倣ってというような結論が出ていましたので、私もそれでよかったのかなと思っております。

○深堀議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

一応報告事項ということですが、景観審議会では、基本的に先ほどの禁止地域の話等、基本的にこの制度を運用していくものがベースにあって、それ以外にはやはり県のいろいろな景観形成、景観づくりというところで積極的に出る部分というのがあります。この公共施設の景観形成の問題ということで、ちょっと時間をとらせていただいているのですけれども、道路というのは実質これが初めてだったということで、こういう地域に一番近いところで景観づくりを考えるという事例が検討できたということで、非常によかったなというふうに思っております。

そういうことで、こういうアドバイス事例というのは、ここでどこまでできるかということ以上に、先ほども事務局からありましたとおり、例えば同じような道路づくりの中で、こ

の事例のアドバイスが、もしかしたら、ほかで活かせるかもしれないというような形、たとえば以前ご紹介のありました攻略本を、公共事業のあれを補完する形でどんどんこういうものが増えていくということに意義がある。積極的に出る景観づくりの部分は、ここをぜひよくしていただきたいと思っていて、その面でいいますと、今回ちょっと課題になった部分が1つあるかなと思うのは、荒井委員からもご指摘ありましたとおり、一番地域とかかわる問題になったということですね。植樹に関しては専門家アドバイスの中で、これがいいというふうになかなか指示できない問題です。

ということで、公共事業の景観形成では地元との協働ということが、これからまさに課題になると思うのですが、このアドバイスのあり方も、どうやって地元の意向というものを取り入れることができるのかというのは課題になるのかなと。非常に時間的に限られた部会の中で堀内先生が相当苦慮されてまとめていらっしゃるのですが、事前に少し地元の意向というものが課題としてわかっていれば、そういう要望に対して専門家として、こういうことができるんじゃないかというような形で応答できるような感じがいたしますので、こういう地域と密接にかかわる案件というのは、これからも積極的に出していきたいと非常に思っているのですが、やり方を少し工夫する必要があるのかなというふうに思っております。

堀内先生、いかがですか。

○堀内委員 はい、今まとめていただいたとおりですね。全ての景観形成というのが県の施工部分だけで完結するわけではなくて、ほかの事業者さんは、まだ先ほどの電線管理者とか、それぞれ話が必要などころがあるのは当然ですが、住民との協議に自治体さんがどういうふううまく橋渡しするか、これは結構自治体によって経験値が違いますもので、ほとんど入らないというところが結構多いかと思うのです。そういった場合、例えばこちらのほうでこういうことをやるといいというような提言まで一步踏み込む局面が出てくると、こういった提案もより生かせるのではないかなと考えております。

○伊藤委員 すみません、確認ですが。

○深堀議長 はい、どうぞ。

○伊藤委員 この専門家のアドバイスの案ですが、これが出た後はどう扱われるのですか。

○深堀議長 これをこの工事を担当する事務所で、設計に実際に生かせるところは生かして実施していきます。

○伊藤委員 道路の工事を担当しているところに、これは渡るのです。

- 深堀議長 専門部会でも同席していただいています、それで実際のその施工の条件だとかを工事担当の方から説明いただきながら、その場で議論しております。
- 伊藤委員 いや、実は、県の事業の再評価対象になっているのです。それで、どうなっているのかなとちょっと気になって確認しました。
- 深堀議長 そうですね。専門部会のアドバイスと実際の工事の進め方の中で、それをどう生かしていくのかというところですが、事務局、それに関してはどのようにになりますか。
- 下主任 今回の事業に関しては、基本設計は終わっておりますが、実施設計がこれからの段階ですので、実施設計の中で住民の方の意見も取り入れながら進めていくこととなります。
- 伊藤委員 そうすると、この案というのも住民の方が検討するときに参考にできる、参考にと言ったら失礼ですけども、これを目にすることができるということですか。
- 下主任 はい、そうです。
- 伊藤委員 こちらの景観審議会では、こういうような専門家としての立場から、皆さんこういうふうな感じで案を出してくれているのですがというのが行き渡ると言ったら変ですけども、それが役に立つといたしますかね、そちらの住民の方の目に触れるようになっているわけですね。
- 下主任 はい、こちらの審議会で皆さんに意見をいただいた後は、今アドバイス案という形でお出ししておりますけれども、アドバイスというふうに内容を確定しましたら、県のホームページにも掲載いたしまして、一般の方が誰でも見られるようになります。
- 深堀議長 その中でちょっと考えなきゃならないのは、基本的には工事を担当するところで、このアドバイスを受けて、何らかの設計を地元で説明するとき、直接このアドバイス案というのが見ていただけるのか。つまり、工事担当するところは、このアドバイスの中でできるところを、一種つまみ食いして考えたりする中で、もとのこのアドバイス案というのがどこまで伝わるのか。ホームページに出ているというのは、それは地元で伝わるという意味ではないですよ。
- 伊藤委員 うん、そうそう。
- 深堀議長 そこはどうなのかというご指摘だと思いますけれども。
- 伊藤委員 そうそう、担当者のところにどういうふうに行くかと、その担当者がやはり合意形成するのに、市民の方とやるときに、これがぼんと出るとホームページ見なさいよというのだと、違いますよね。
- 深堀議長 おっしゃるとおりですね。

○伊藤委員　そういうふうになるのかどうかというのが大変重要なこと。これを採用するかしないかは別として、でも、これを見たら、やはり、ああ、こういう考えもあるのかなという事は市民としては大変いい資料になると思うのです。ホームページだけではなくて、そのまま示されるのかどうかということです。

○深堀議長　そうですね。いかがですか。

○岡松主査　お配りした資料の4ページ、アドバイス対象事業についての右側、今後の進め方のところに書かせていただきましたが、これはアドバイス頂戴する前に前提としてまとめたものです。今年度は、先ほどご説明しましたように、これから詳細設計を行います。当然今回頂戴したアドバイスを見た上での設計が進んでいきます。これに並行して、警察や電線管理者、地元志木市との調整も進めていきます。事情があって対応できないものも出てくると思いますが、アドバイスのうち対応可能な提案を含めて県としての素案を作成します。その素案をもとに、最後の行になります。地元調整を行います。地元調整の際には、何でこのように県として考えたかを説明していきます。その地元意見を含めて、最終的な形を決定するという流れで考えております。当然、県土整備事務所の担当者は、こういうアドバイスだということは分かった上で、実現にはどういう課題があるのかということを実際に考えて、県の案を作っていきます。

○伊藤委員　ありがとうございます。非常にせつかく作ったのだから、生かしたほうがいいですね。

○深堀議長　このアドバイス案が直接、公表されるものですからね、それと併せて詳細設計を進めた案が提示されて、地元と有意義な議論ができるといいですね。

他にはいかがですか。

○堀内委員　昨年度も別の案件で、ほぼ同じような議論があって、思い出したので補足しますと、今この事業というのは県なり土木事務所という領域が非常にできる、はっきりしているところで、それは結構情報が伝わると思うんですよ。

それ以外の今日出てきた話ですと、住民と言っているときに、用地買収、用地のやりとりがある住民というのは、もう直接やりとりがあって、いろいろ意見が交わされると思うのですけれども、そうではない、使う立場になる市民の意見というのは、なかなかそこに入っていない。それが使う人が、例えばそういう前向きな意味で組織化されて、例えば公園に関しては維持管理をするグループが出てくるというのが全国的な傾向で、ちょっと特殊な設計をする場合には、それがあかないかで判断も大分変わってくる。これは担保性のないものです



が、実際世の中、そういう事例ができていて、そうでないと全部公共で維持管理もしていかなきゃいけないという、現実的には非常に常識的な案で終わってしまう可能性がある。一歩踏み込んだ、こういう植樹帯とかいうのは、僕はチャレンジだと思います。これが本当に実現して維持管理されて、よい景観に育つためには、そういった隣接する地主さんだけでなく、建設的にかかわる市民のグループというのが必要だと思う。世の中のいいまちづくり事例、景観も含めては、やはりそういう地元の組織化に向けた何らかのきっかけがあって動いているというケースがある。そのようなグループが現れるかは、現段階では全く予測ができない。ここにはそういう一応示唆がされているということですので、これは引き続き課題であるということ、私は昨年申し上げた、特に自治体、志木市にそれを継承していただきたいというふうをお願いしたいと思います。

以上です。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

こちらは設計段階ですから、今後、施工段階というときのアドバイスの可能性もまだあるわけですね。ということも含めて、今この志木市のこの道路は、景観計画の中で重要な重点地区ですか、という道路でもあるので、多分県の景観審議会としてもこういうのをもう少し協働して、こういうアドバイスというのを実質化するということが非常に大きな課題かなと思います。次の段階があるということですので、その間をどういうふうにつないでいくかというところを、ぜひ検討いただければと思います。

大分時間をとってしまいましたが、言い残したこと、ほかにございますか。

そうしましたら、次の報告事項にいきたいと思いますが、今の意見を踏まえて、基本的には内容的に問題があるというようなご指摘はなかったと思いますが、基本的にこの形で、この案の形で進めるということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○深堀議長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、次の議題、3番目ですね。埼玉県景観計画の変更について、これは今回報告で、次回に諮問予定となっている案件ということですので、ご説明をよろしくお願いいたします。

○下主任 下でございます。改めましてお願いいたします。

では、資料3をごらんください。

今回変更いたしますのは、埼玉県景観計画における杉戸町の位置づけを変更するものでご

ざいます。

まず、変更の必要性ですが、現在、杉戸町の屏風深輪地区に産業団地を誘導するための都市計画手続が進められております。今後、圏央道沿線の地域と同様に開発圧力が高まり、景観への影響が懸念されます。

そこで、周辺地域において資材置き場などの乱開発を抑止し、地域の景観に調和した建築物等を誘導するため、杉戸町の用途地域の定めのない区域を圏央道沿線区域に編入するものでございます。

2番の変更する区域、この中で杉戸町は赤で囲っている部分でございます。このうち用途地域の定めのない区域、具体的には市街化調整区域になりますが、こちらの部分の位置づけが変わります。具体的な変更箇所は、2ページ以降の新旧対照表に掲載しております。

4ページの別表1、こちらの圏央道沿線区域の表の中の市町村名に杉戸町が加わるようになります。

1ページに戻っていただきまして、3番、変更の概要でございます。

まず、1点目、杉戸町の用途地域の定めのない区域を特定課題対応区域、その中でも圏央道沿線区域に変更いたします。2点目、建築物、工作物の届け出対象行為を強化いたします。3点目、色彩基準は従来そのままのルールといたしまして、今回は変更しません。

4番目の変更の内容ですが、こちらについては、こちらのリーフレット、カラー刷りのものを使って説明させていただきます。

まず、埼玉県景観のルールですけれども、埼玉県景観条例と埼玉県景観計画を定めております。色がついている部分が埼玉県の計画の対象となる区域でございます。杉戸町は、現状では水色の一般課題対応区域となっております。

なお、白い部分については、独自の条例や計画がある市となっております。ですから、この白い部分については県の計画や条例は及ばないところとなっております。

この計画の中で、一定規模を超える建築物や工作物、物件の堆積について届け出を義務づけております。

1枚めくってください。

左上の表で、届け出対象行為の一般課題対応区域と特定課題対応区域を比較しております。杉戸町は景観計画の変更によりまして、届け出の対象規模が変わります。今までは建築物の場合は高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平米を超えるものが対象でしたが、それが特定課題対応区域になりますので、建築面積が200平米を超えるものと変わります。

す。工作物の場合は、一般課題対応区域の場合、高さが15メートルを超えるものが届け出対象でしたが、特定課題対応区域になりますので、高さが10メートルを超えるものが対象となります。

また、物件の堆積につきましては、一般課題対応区域は届け出の必要はありませんでしたが、特定課題対応区域の圏央道沿線区域になりますと、堆積する土地の面積が500平米を超えるものまたは堆積の高さが1.5メートルを超える場合に届け出が必要となります。

これらについては、その次のページ、景観形成基準で色のルールなどを定めておりますが、この部分については、今回は変更いたしません。色のルールについては従来どおりということになります。

では、リーフレットの説明は以上で、また、資料3にお戻りください。こちらの6ページをごらんください。

埼玉県の景観計画の変更スケジュールですが、まず、本日審議会で事前の情報提供という形でお話しさせていただいた後、関係町である杉戸町への意見聴取を行います。それが、この11月から12月にかけて意見聴取と書かれているものとなります。

その後に、2月の予定ですが、埼玉県の都市計画審議会に諮ります。その後、2月18日に第45回の埼玉県景観審議会にお諮りする予定でございます。その後、3月に知事決裁を受けて、3月末に決定告示をする予定でございます。

平成27年度に入りまして、4月から6カ月ほどの間、周知期間を置きました後、10月に変更後の景観計画を施行する予定でございます。

以上の内容につきましては、次回、第45回の景観審議会にお諮りする予定でございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○深堀議長 どうもありがとうございます。

何かご質問等がございますか。一応報告事項ということですが。

よろしいですか。

そうしましたら、次回がその諮問ということですので、それまでに何かあれば事務局のほうに連絡をとっていただければと思います。

そうしましたら、これで予定の議事は全て終了と思いますが、よろしいですか。どうもありがとうございました。

事務局のほうにお戻しします。

○（司会）沖本副課長 本日は、深堀会長を初め、委員の皆様方には貴重なご意見をいただき、かつまた迅速な委員会運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

本日予定しておりました議題、報告等につきましては、以上でございますので、これもちまして、第44回埼玉県景観審議会を閉会とさせていただきます。

なお、ただいま事務局からもお話しいたしました。また、議長からもお話がございましたように、次回の第45回埼玉県景観審議会につきましては、皆様のご都合を既にお伺いしておりますが、2月18日水曜日に開催させていただきます。本日報告事項としてご説明いたしました、埼玉県景観計画の変更の諮問等をお願いする予定でございます。

本日は大変ありがとうございました。

午後 2時44分 閉会